

種別	番号	題 名	主 管 課
公告	292	姫路市緑の相談所における自動販売機設置事業者の募集について	手柄山交流ステーション

姫路市公告第 292号

令和 7年 6月 9日

姫路市長 清 元 秀 泰

姫路市緑の相談所における自動販売機設置事業者の募集について

姫路市緑の相談所における自動販売機の設置事業者の募集を実施するので、下記のとおり公告する。

記

姫路市緑の相談所自動販売機設置事業者の募集について

「姫路市緑の相談所自動販売機設置事業者募集要項」のとおり

姫路市緑の相談所自動販売機設置事業者

募集要項

令和7年6月

姫路市緑の相談所における自動販売機設置事業者（以下「設置事業者」という。）の募集を次のとおり実施します。

1 設置場所等の概要

所在地：姫路市西延末440番地（手柄山平和公園 姫路市緑の相談所）

物件番号	設置場所及び 外形寸法上限	設置 台数	品目	参 考 (職員・来館者数等)	最低使用料 (税込、月額)
1	緑の相談所玄関横 (屋外) 自動販売機及びゴミ箱 (1.50m×1.00m)未満	1台	氷菓及びアイ スクリーム類	・市民等(約 150人/日) ・職員(約 10人) ・昨年度実績(約 3,500本)	1,150円
2	緑の相談所玄関横 (屋外) 自動販売機及びゴミ箱 (1.50m×1.00m)未満	1台	清涼飲料水	・市民等(約 150人/日) ・職員(約 10人) ・昨年度実績(約 6,300本)	1,150円
3	緑の相談所玄関横 (屋外) 自動販売機及びゴミ箱 (1.50m×1.00m)未満	1台	清涼飲料水	・市民等(約 150人/日) ・職員(約 10人) ・昨年度実績((約 4,900本)	1,150円

- (1) 設置場所は、自動販売機設置位置図（別紙）のとおり
- (2) 外形寸法上限には、使用済み容器の回収ボックス、放熱スペース等を含みます。
- (3) 清涼飲料水の容器は、缶、ビン、ペットボトル、紙パック等で密閉されたものとします。
- (4) 冷凍菓子類は、ビニールや紙パック等で密閉されたものとします。
- (5) 自動販売機の機種によっては、設置、商品の補充、メンテナンスのための扉開閉や通行等に支障がある場合も考えられますので、事前に設置場所の確認をお願いします。
- (6) 複数の物件に応募することも可能です。複数の物件に応募する場合は、物件ごとに応募価格提案書を提出してください。

2 応募資格等

次のいずれかに該当する者は、応募することができません。

- (1) 次の①から⑥までのいずれかに該当する者

- ① 成年被後見人
- ② 民法の一部を改正する法律（平成11年法律第149号）附則第3条第3項の規定によりなお従前の例によることとされる同法による改正前の民法（明治29年法律第89号）第11条に規定する準禁治産者
- ③ 被保佐人であって、契約締結のために必要な同意を得ていない者
- ④ 民法第17条第1項の規定による契約締結に関する同意権付与の審判を受けた被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ていない者
- ⑤ 営業の許可を受けていない未成年者であって、契約締結のために必要な同意を得ていない者

- ⑥ 破産者で復権を得ない者
- (2) 次の①から⑥までのいずれかに該当する者（その事実があった後2年間を経過しないものに限る。）
- ① 姫路市との契約の履行に当たり、故意に工事若しくは製造を粗雑にし、又は物件の品質若しくは数量に関して不正の行為をした者
- ② 姫路市が実施した競争入札又はせり売りにおいて、その公正な執行を妨げた者又は公正な価格の成立を阻害し、若しくは不正の利益を得るために連合した者
- ③ 落札者が姫路市と契約すること又は姫路市との契約の相手方が契約を履行することを妨げた者
- ④ 地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条の2第1項の規定により姫路市が実施する監督又は検査に当たり職員の職務の執行を妨げた者
- ⑤ 正当な理由なく、姫路市との契約を履行しなかった者
- ⑥ ①から⑤までのいずれかに該当する者で、その事実があった後2年間を経過しないものを姫路市との契約の締結又は履行に当たり代理人、支配人その他の使用人として使用した者
- (3) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号から第4号まで又は第6号及び姫路市が行う公有財産の処分等の契約からの暴力団排除に関する要綱（平成25年4月1日施行）第3条各号の規定に該当する者
- (4) 無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律（平成11年法律第147号）第5条第1項に規定する観察処分を受けた団体に該当する者
- (5) 法人にあっては、姫路市税、消費税及び地方消費税並びに法人税に滞納がある者。個人にあっては、姫路市税、消費税及び地方消費税並びに所得税に滞納がある者

3 公募条件等

(1) 使用料等

① 使用許可の期間

使用許可の期間は、令和7年8月1日（許可日）から令和8年3月31日（当該年度末日）までとします。ただし、令和12年3月31日まで1年ごとに4回更新することが可能です。

なお、許可物件を公用・公共用に供するため必要とするときは、使用許可を取り消すことがあります。

② 使用料

ア 物件ごとに設置事業者として決定した者が提示した応募額をもって月額使用料とします。

ただし、使用期間中に消費税等の税率が変動したときは、市は変動後の税率を適用して、使用料の増額を請求できるものとします。

イ 使用料は、姫路市が発行する納入通知書により、姫路市が指定する期限までに全額納付してください。

ウ 使用許可の期間が1月に満たない端数が生じたときは、端数を切り上げて1月とします。

③ 使用電力料金

自動販売機の運転に必要な光熱水費等については全額設置事業者の負担とします。姫路市が発行する納入通知書により、姫路市が指定する期限までに全額納付してください。

④ その他必要経費等

自動販売機の設置及び撤去に要する工事費（電力使用量計測用子メーター設置費を含む。）

及び維持管理に係る一切の費用は、設置事業者の負担とします。

⑤ 設置条件

自動販売機は、物件ごとの自動販売機設置位置図に示した場所に、指定した外形寸法を超えないものを設置してください。また、電力使用量計測用子メーターを設置するほか、転倒防止策も併せて行ってください。

(2) 設置許可条件

使用許可期間前及び使用許可期間中は、次のことを遵守してください。

なお、姫路市は、許可物件について随時実地調査を行い、売上実績等の所要の報告を求め、その維持使用について指示することがあります。

- ① 行政財産使用料及び光熱水費等を姫路市が指定する期限までに確実に納付すること。
- ② 法令の規定により販売について許認可等を要する場合は、その許可を受けること。
- ③ 自動販売機を設置する権利を第三者に譲渡し、若しくは転貸し、又は担保に供しないこと。
- ④ 販売品の搬入・廃棄物の搬出等を行う時間及び経路については、本市の指示に従うこと。
- ⑤ 消費電力の低減等の技術を導入した省エネ機（エコ・ベンダーなど）や、二酸化炭素を冷媒としたノンフロン対応機をはじめ、開館時間外や閉館日はセンサーやタイマーの設置による自動点灯・消灯など環境対策機能を備えた自動販売機を設置すること。
- ⑥ 大型コイン一括投入口、商品選択ボタン、大型取出口などユニバーサルデザインに配慮した自動販売機を設置すること。ただし、設置スペースや販売品目の都合で対応機種がない場合はこの限りでない。
- ⑦ 販売品目は、物件番号1においては氷菓、アイスクリーム類等の冷凍菓子類、物件番号2、3においてはお茶、水、炭酸飲料、ジュース類、コーヒー、紅茶などの清涼飲料水とし、酒類及びノンアルコール・ビールテイスト飲料の販売はしないこと。
- ⑧ 販売価格については、市価以下とすること。
- ⑨ 本市に災害が発生し、姫路市災害対策本部がその必要性があると判断した場合は、避難者等に対し自動販売機内の全ての在庫販売品を無償で提供すること。この場合において、姫路市はその費用を負担しない。

(3) 維持管理責任

自動販売機の設置については、次のことを遵守してください。

なお、姫路市は、姫路市の責めによることが明らかな場合を除き、設置した自動販売機の盗難事故や破損事故等に関しては、一切の責任を負いません。

- ① 自動販売機の設置管理、故障時の対応、商品の補充、金銭管理など自動販売機の維持管理については、設置事業者が責任をもって行うこと。また、商品の賞味期限に注意するとともに、在庫・補充管理を適切に行うこと。

なお、自動販売機の設置管理、故障時の対応、商品の補充及び売上代金の回収等を他者に行わせようとする場合は、自動販売機管理関係に関する届出書（様式第9号）を姫路市に提出すること。また、商品の賞味期限に注意するとともに、在庫・補充管理を適切に行うこと。

- ② 自動販売機を設置するに当たっては、据付面を十分に確認した上で安全に設置すること。
- ③ 自動販売機の故障や問合せ、苦情等については、設置事業者の責任において対応すること。また、自動販売機に故障時等の連絡先を明記すること。
- ④ 自動販売機には販売する清涼飲料水の容器（缶、びん、ペットボトル等）を回収するための回収ボックスを併設し、設置事業者において適切に回収、処理すること。また、回収した容器

については、リサイクルに努めること。

- ⑤ 衛生管理及び感染症対策については、関係法令等の遵守・徹底を図るとともに、関係機関等への届出、検査等が必要な場合は、遅滞なく手続を行うこと。

(4) 使用許可の取消し

許可の条件に違反する行為があると認められるとき又は応募資格等に適合しない状況となったときは、使用許可を取り消すことがあります。

(5) 自己都合による自動販売機の撤去

設置事業者は、使用許可が満了する前に自己の都合により自動販売機を撤去しようとするときは、撤去しようとする日の3箇月前までに姫路市に書面により通知してください。この場合、納入済の使用料は、還付しません。

(6) 原状回復

設置事業者は、許可期間が満了したとき又は上記3の(4)により許可が取り消された場合若しくは上記3の(5)により自動販売機を撤去する場合は、速やかに原状回復してください。

なお、原状回復に際し、設置事業者は、一切の補償を姫路市に請求することはできません。

4 質問について

- (1) 当該自動販売機設置事業者の募集要項に関する質問は、質問書（様式第6号）に記入の上、手柄山交流ステーションまで郵送又は持参により提出してください。これ以外の方法（電話、FAX等）によるものは受け付けません。
- (2) 1つの質問項目ごとに1枚の質問用紙を使用してください。
- (3) 質問の受付は、令和7年6月16日（月）午後5時までとします。
- (4) 回答は、姫路市のホームページにて公表します。（令和7年6月23日（月）公表予定）
- なお、個別の回答は行いません。

5 応募申込方法等

(1) 申込先

〒670-0971

姫路市西延末440番地 手柄山平和公園内

姫路市手柄山交流ステーション

(2) 申込期間

令和7年6月9日（月）から令和7年6月27日（金）まで

受付時間は、午前9時から午後5時まで

※ 6月10日、6月17日、6月24日は休館日のため受付していません。

なお、土曜日、日曜日は開館日のため受付しております。

※ 申込書類は、持参すること。

(3) 申込みに必要な書類

- ① 応募申込書（様式第1号）
- ② 応募価格提案書（様式第2号）
- ③ 誓約書（様式第3号）
- ④ 印鑑登録証明書（法人の場合は印鑑証明書）
- ⑤ 住民票記載事項証明書（法人の場合は法人登記簿（履歴事項全部証明書又は現在事項証明書））
- ⑥ 国税（所得税、法人税、消費税及び地方消費税）の納税証明書（その3の2又はその3の3）

⑦ 姫路市税の納税証明書等

ア 本市に納税義務がある場合は納税証明書（業者登録申請用の納税証明書）

イ 本市に納税義務がない場合は申立書兼同意書（様式第4号）

注1 提出書類は、全て原本を提出してください。

注2 提出書類は、各1部です。

注3 上記④、⑤、⑥及び⑦アの各種証明書は、発行後3箇月以内のものに限ります。

(4) 応募価格提案書の無効

次のいずれかに該当する場合は、無効とします。

- ① 最低使用料を下回るもの
- ② 応募資格がない者が応募価格提案したもの
- ③ 指定の期間内に提出しなかったもの
- ④ 物件番号、応募価格、日付、住所、氏名及び押印（印鑑証明印）のないもの又はこれらが分明でないもの
- ⑤ 価格提案に関し不正な行為を行った者が提案したもの
- ⑥ その他価格提案に関する条件に違反したもの

(5) 書類の提出方法

- ① 応募価格提案書のみ定型封筒（長形3号など）に入れた上で封をし、押印（印鑑証明印）するとともに、その封筒の裏面に物件番号を記入し、応募申込書その他必要書類を添えて、上記5の(1)の申込先に持参してください。
- ② 複数の物件に申し込むことができますが、応募価格提案書は物件ごとに封筒を分けてください。

(6) 申込みに当たっての留意事項

- ① 使用許可は、応募申込書に記載された名義以外では行いません。
- ② 受付期間内に限り価格提案を辞退することができます。その場合は、価格提案辞退届（様式第5号）を、受付期間内に持参すること。

6 設置事業者の決定

- (1) 提出された応募書類の審査を行い、必要な資格を満たしている者を設置事業者の選定対象とします。
- (2) 募集物件に対し、姫路市が設定する最低使用料以上の額で、かつ、最も高額に応募価格を提案した者を選定し、設置事業者とします。

最高の応募価格提案が2者以上ある場合は、当該応募価格提案者立会いのもと、くじにより選定します。ただし、応募価格提案者が、諸般の事情により、姫路市が指定する日時・場所に立ち会うことができない場合は、本件自動販売機設置事業者決定事務に関係のない職員にくじを引かせ設置事業者を決定します。

(3) 設置事業者の公表等

設置事業者の決定は、令和7年7月4日（金）の予定です。設置事業者の決定後、応募者に物件ごとの決定金額及び決定した事業者名を書面により通知するとともに、姫路市のホームページに決定金額及び決定した事業者名並びに応募参加者数を掲載します。

(4) 公募の中止・延期

不正な応募が行われるおそれがあると認められるとき又は災害その他やむを得ない理由があ

るときは、公募を中止し、又は延期することがあります。

7 設置許可申請の手続

設置事業者に決定した者は、令和7年7月14日（月）までに次の書類を提出してください。

- (1) 行政財産使用許可申請書（様式第7号）
- (2) 暴力団排除に関する誓約書（様式第8号）
- (3) 設置する自動販売機の仕様が分かるもの（寸法、消費電力量等が分かるもの）
- (4) 自動販売機の設置管理・商品補充等を行うものが設置事業者と異なる場合は、自動販売機の管理関係に関する届出書（様式第9号）
- (5) 食品衛生法に基づく許可が必要な自動販売機については、許可証（コピー）

8 設置事業者の決定の取消し

次のいずれかに該当する場合は、設置事業者としての決定を取り消します。

- (1) 正当な理由なく、指定する期日までに使用許可の手続に応じなかった場合
- (2) 設置事業者が応募の資格を失った場合

9 提出書類の取扱い

- (1) 提出書類は、理由のいかんにかかわらず返却しません。
- (2) 提出された書類は、業務の設置事業者の選定以外には使用しません。
- (3) 提出された書類は、必要に応じ複写します。
- (4) 提出された申込関係書類及び自動販売機の設置期間中の管理運営に係る各種報告書類は、必要に応じて公表することとします。ただし、公表に当たっては、個人情報や申込法人の技術情報、信用情報等に配慮する必要があるため、姫路市情報公開条例の規定に照らし内容を判断します。

10 問合せ先

〒670-0971

姫路市西延末440番地 手柄山平和公園内 手柄山交流ステーション

担当 阿部・青木

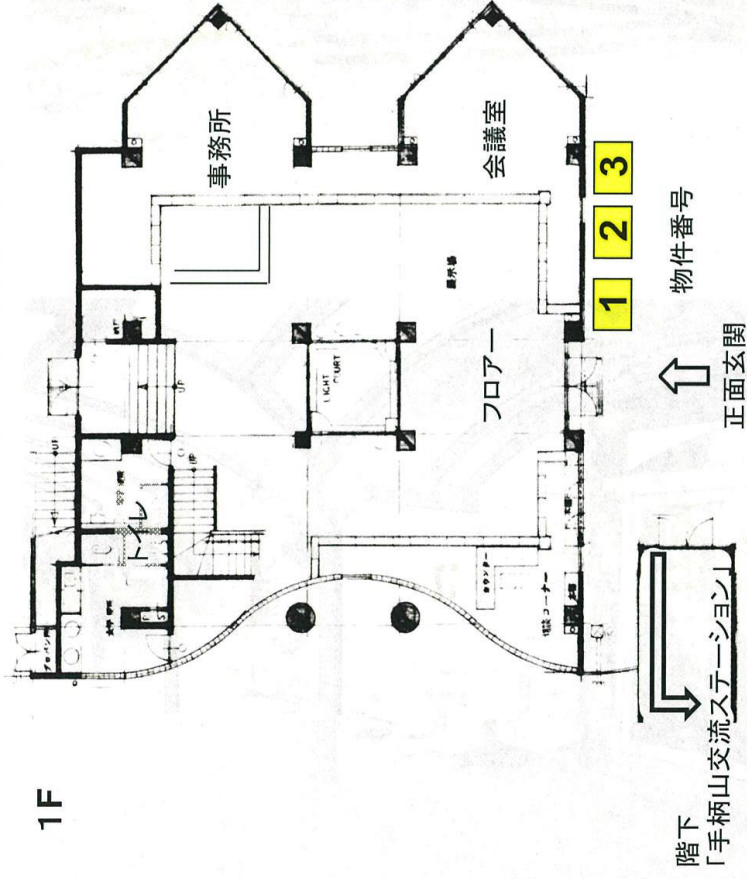
電 話：079-299-2500

FAX：079-299-2522

※ 火曜日は休館日（祝日の場合はその翌日）

姫路市緑の相談所

1F



応募申込書

令和 年 月 日

(宛先)

姫路市長 清元秀泰
(観光経済局 緑の相談所)

〒

住 所
(所在地)

氏 名
(法人名及び代表者名)

印

(印鑑証明印)

電 話 番 号

担 当 者 名

姫路市が実施する自動販売機設置事業者募集について、募集要項の各条項を承知の上、下記応募欄に○を入れた物件について申し込みます。

1 応募物件

物件 番号	設置場所及び外形寸法上限 (幅×奥行き) ※ 回収ボックススペースを含む	台数	品目	最低使用料 (税込・月額)	応募欄
1	自動販売機及びゴミ箱 (1.50 m×1.00 m) 未満	1	氷菓及びアイ スクリーム類	1,150 円	
2	自動販売機及びゴミ箱 (1.50 m×1.00 m) 未満	1	清涼飲料水	1,150 円	
3	自動販売機及びゴミ箱 (1.50 m×1.00 m) 未満	1	清涼飲料水	1,150 円	

(注1) 応募の物件の応募欄に○を入れてください。

(注2) 使用期間中に消費税等の税率が変動したときは、市は変動後の税率を適用して、使用料の増額を請求できるものとします。

2 添付書類

- ☐ 応募価格提案書(定型封筒に封入し、印鑑証明印を押印すること。)
- ☐ 誓約書
- ☐ 印鑑登録証明書(法人の場合は印鑑証明書)
- ☐ 住民票記載事項証明書(法人の場合は法人登記簿(履歴事項全部証明書又は現在事項証明書))
- ☐ 国税及び姫路市税に未納がないことの証明書又は申立書兼同意書

応募価格提案書

令和 年 月 日

(宛先)

姫路市長 清元秀泰
(観光経済局 緑の相談所)

〒

住 所

(所在地)

氏 名

(法人名及び代表者名)

電 話 番 号

担 当 者 名

印

(印鑑証明印)

応募希望物件番号及び応募価格（提案使用料）

物件番号	応募価格（提案使用料） (税込・月額)							
								円

姫路市が実施する自動販売機設置事業者募集について、募集要項の各条項を承知の上、上記のとおり提案します。

- ※
- 募集要項に記載されている物件番号を記入してください。
 - 応募価格は、姫路市が設定する最低使用料（税込・月額）以上の金額を記入してください。
 - 金額はアラビア数字で記入してください。
 - 初めの数字の頭に¥を記入してください。
 - 金額の訂正は無効です。
 - 記名押印がないものは無効です。
 - 1物件番号ごとに応募価格提案書を1枚使用してください。
 - 1物件番号ごとに必ず封筒に封入し、封筒裏面に物件番号を記入してください。

誓 約 書

私は、姫路市が実施する自動販売機設置事業者の募集の申込にあたり次の事項を誓約します。

- 1 応募申込書の提出に際し、自動販売機設置事業者募集要項について十分理解し、承知のうえで申し込み、参加します。
- 2 姫路市緑の相談所自動販売機設置事業者募集要項の「2 応募資格等」に定める必要な資格を有します。
- 3 設置事業者の決定に関して、姫路市ホームページに決定金額及び決定した事業者名を掲載することに同意します。

令和 年 月 日

(宛先)

姫 路 市 長 清 元 秀 泰

〒

住 所
(所在地)

氏 名
(法人名及び代表者名)

印

(印鑑証明印)

申 立 書 兼 同 意 書

私は、姫路市が実施する自動販売機設置事業者の募集の申込に当たり、下記のとおり申し立てます。
また、下記申し立てについて、姫路市が納税状況を調査することに同意します。調査の結果、申立内容が事実と相違する場合は、応募資格を喪失する場合があることについて異議ありません。

記

- 1 法人市民税又は個人市民税（普通徴収）について、姫路市に納付すべき確定した税金はありません。
- 2 姫路市内に居住する従業員又は姫路市内に居住した従業員に係る特別徴収義務者ではありません。
- 3 固定資産税、軽自動車税、特別土地保有税、事業所税、市たばこ税及び入湯税について、姫路市に納付すべき確定した税金はありません。

令和 年 月 日

（宛先）
姫 路 市 長 清 元 秀 泰

〒

住 所

（ 所 在 地 ）

氏 名

（法人名及び代表者名）

印

（印鑑証明印）

価 格 提 案 辞 退 届

令和 年 月 日

(宛先)

姫 路 市 長 清 元 秀 泰
(観光経済局 緑の相談所)

〒

住 所

(所在地)

氏 名

(法人名及び代表者名)

電 話 番 号

担 当 者 名

印

(印鑑証明印)

応募物件

物件 番号	設置場所及び外形寸法上限 (幅×奥行き) ※ 回収ボックススペースを含む	台数	品目	最低使用料 (税込・月額)
				円
				円
				円

上記について、自動販売機設置事業者の申込みをしましたが、都合により価格提案を辞退します。

質 問 書

令和 年 月 日

(宛先)

姫 路 市 長 清 元 秀 泰
(観光経済局 緑の相談所)

姫路市緑の相談所自動販売機設置事業者募集要項に関して、質問を行いたいので質問書を提出します。

質疑者	氏 名 (法人名)	
	部 署	
	担当者名	
	電 話	
	F A X	

資料名		ページ	
項目名			
質疑内容			

- 注 1 質問は、本様式 1 枚につき 1 問とし、簡潔にまとめて記載してください。
- 注 2 質問は、緑の相談所まで郵送又は持参により提出してください。これ以外の方法（電話、F A X 等）によるものは受け付けません。
- 注 3 質問の受付は、令和 7 年 6 月 1 6 日（月）午後 5 時までです。

受付番号

行政財産使用許可申請書	
令和 年 月 日	
(宛先) 姫路市長 清元秀泰	
住 所 申請者 氏 名	
次のとおり、市有土地 建物を使用したいので、許可くださるよう申請します。	
物 件 の 表 示	
使 用 目 的	
使 用 期 間	
使 用 料	
その他必要な事項	

本書は、設置事業者に決定した後、7月14日までに提出してください。

暴力団排除に関する誓約書

私は、姫路市暴力団排除条例（平成 24 年姫路市条例第 49 号。以下「条例」という。）を遵守し、市が行う契約に係る事務その他全ての事務又は事業において、暴力団を利することとならないように、下記の事項について誓約します。

なお、これらの事項に反する場合、契約解除や損害賠償請求等、市が行う措置について一切の異議申立は行いません。

記

- 1 姫路市が行う公有財産の処分等の契約からの暴力団排除に関する要綱（以下「要綱」という。）第 3 条各号に掲げる者（以下「排除対象者」という。）のいずれにも該当しないこと。
- 2 排除対象者に該当しないことを確認するため、市が所轄の警察署へ照会することに同意すること。
- 3 前項の照会に当たり、市から要綱第 2 条第 7 号に規定する役員等の名簿その他照会に必要な資料（以下「役員名簿等」という。）の提出を求められたときは、役員名簿等が市から所轄の警察署へ提出されることに同意した上で、速やかに提出すること。
- 4 市と締結した契約又は市から受けた使用許可の履行に当たり、自らが、排除対象者から業務の妨害その他不当な要求を受けたときは、その旨を直ちに市へ報告するとともに、所轄の警察署に届け出て、捜査上必要な協力を行うこと。
- 5 第 2 項の照会に対する回答又は所轄の警察署からの通報等の情報を、外郭団体等を含む市関係部局が共有することに同意すること。

年 月 日

（宛先）姫 路 市 長

〔法人・団体にあつては、事務所所在地〕

住 所

〔法人・団体にあつては、法人・団体名、代表者名〕

（ふり がな）

氏 名

※ 姫路市では、姫路市暴力団排除条例に基づき、行政事務全般から暴力団を排除するため、申請者に暴力団等でない旨の誓約をお願いしています。

(誓約書裏面)

○ 姫路市暴力団排除条例（平成 24 年姫路市条例第 49 号）（抄）

（定義）

第 2 条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 暴力団 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号。以下「法」という。）第 2 条第 2 号に規定する暴力団をいう。
- (2) 暴力団員 法第 2 条第 6 号に規定する暴力団員をいう。

（市の事務及び事業における措置）

第 7 条 市は、契約に係る事務その他すべての事務又は事業において、暴力団を利することとならないように、暴力団及び暴力団員並びにこれらのものと社会的に非難されるべき関係を有する者を契約の相手方としない等の必要な措置を講ずるものとする。

○ 姫路市が行う公有財産の処分等の契約からの暴力団排除に関する要綱（抄）

（定義）

第 2 条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 暴力団 条例第 2 条第 1 号に規定する暴力団をいう。
- (2) 暴力団員 条例第 2 条第 2 号に規定する暴力団員をいう。
- (3) 暴力団関係者 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有する者をいう。
- (4) 法人等 法人その他の団体をいう。
- (5) 役員 法人等において、業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、当該法人等に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められる者をいう。
- (6) 相当の責任の地位にある者 役員以外で業務に関し監督する責任を有する使用人をいう。
- (7) 役員等 法人等にあつては、役員その他経営に実質的に関与している者若しくは相当の責任の地位にある者をいい、個人にあつては、その者又は経営に実質的に関与している者若しくは相当の責任の地位にある者をいう。
- (8) 公有財産の処分等 地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号。以下「地自法」という。）第 2 3 8 条の 4 第 1 項から第 4 項までの規定に基づき行政財産を貸し付け若しくは行政財産に私権を設定し、又は地自法第 2 3 8 条の 5 の規定に基づき普通財産を貸し付け、交換し、売り払い、譲与し、出資の目的とし、若しくは普通財産に私権を設定することをいう。

（契約の相手方からの排除）

第 3 条 市長は、次の各号に掲げる者（以下「排除対象者」という。）を公有財産の処分等の契約の相手方としないものとする。

- (1) 暴力団及び暴力団員
- (2) 暴力団員が役員として経営に関与している者（実質的に関与している場合を含む。）
- (3) 暴力団員を相当の責任の地位にある者として使用し、又は代理人として選任している者
- (4) 次に掲げる行為をした者を、役員等としている者
 - ア 自己若しくは第三者の利益を図り、又は第三者に損害を与えるため、暴力団又は暴力団員の威力を利用する行為
 - イ 暴力団又は暴力団員に資金的援助等の経済的便宜を図る行為
 - ウ 暴力団又は暴力団員と社会的に非難される関係を有していると認められる行為

（使用許可への準用）

第 9 条 地自法第 2 3 8 条の 4 第 7 項の規定に基づき行政財産の使用を許可する場合（以下「使用許可」という。）については、第 3 条から前条までの規定を準用する。

本書は、設置事業者に決定した後、7月14日までに提出してください。

自動販売機の管理関係に関する届出書

令和 年 月 日

(宛て先)

姫路市長 清元秀泰
(観光経済局 緑の相談所)

〒

住所
(所在地)

氏名
(法人名及び代表者名)

電話番号

担当者名

姫路市緑の相談所に設置する自動販売機に係る個別業務等の実施者について、次のとおり届出をします。

1 応募物件

物件番号	設置場所
------	------

2 個別業務の実施者

区分	実施者・所属部署	連絡先（電話番号）
自動販売機の所有者		
設置管理責任者		
故障時の対応		
商品の補充		
売上げ代金の回収		
その他（ ）		
その他（ ）		

本書は、設置事業者の決定を受けた後に提出してください。